

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和6年3月4日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和6年3月4日（月）午前9時30分～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

環境課 竹田課長、村田係長、高石主事

3 件名

ごみ減量化・資源化基本方針（行動マニュアル）の策定（改訂）について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

(指示)

- ・外国人に向けた周知が出来るように対応すること。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

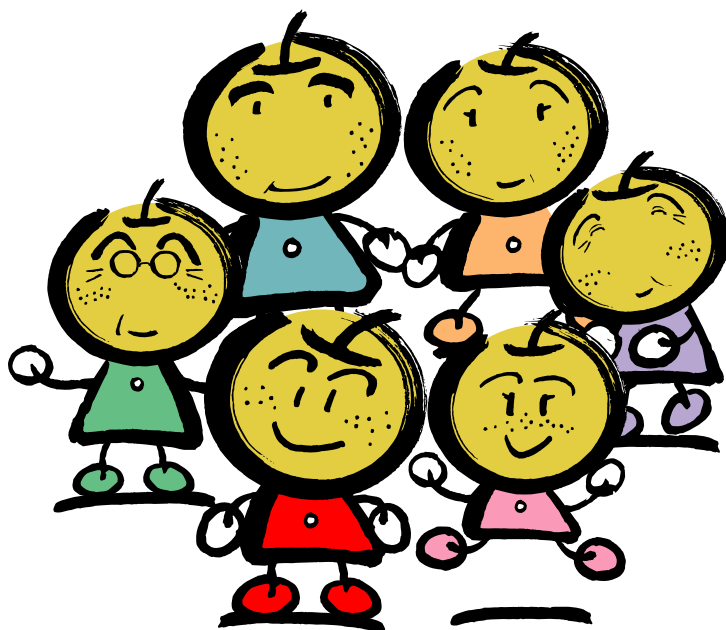
報告書(行政経営戦略会議)

部課名 市民環境経済部 環境課

<p>件名</p>	<p>ごみ減量化・資源化基本方針(行動マニュアル)の策定(改訂)について</p>																													
<p>内容</p>	<p>【計画策定の背景と目的】 市では、平成27年度に「ごみ減量化・資源化基本方針」を改訂し、9年間にわたり、循環型社会の形成に向けたごみの減量化・資源化に取り組んできたが、計画期間が令和5年度で満了となることや、「印西地区ごみ処理基本計画」の改訂を受け、市においても、法改正等や社会情勢の変化、これまで市が取り組んだ事業の検証結果による取組項目の見直しを行う必要があることから、「基本方針」の改訂を行い、更なるごみの減量化・資源化を推進する。</p> <p>【計画期間】 令和6年度から令和10年度までの5年間</p> <p>【計画の位置付け】 印西地区環境整備事業組合で策定された「印西地区ごみ処理基本計画」との整合性を図る。 市の上位計画:白井市第3次環境基本計画</p> <p>【主な改正内容】 「ごみ減量の推進」、「ごみの再資源化の推進」、「環境教育・啓発活動の推進」の3つを基本目標とし、基本目標に沿ったごみの減量化・資源化の取組みを実施。具体的な取組みは、前基本方針のものを踏襲しつつ、法改正や社会情勢の変化等を踏まえた内容とした。また、市民や事業者の「行動マニュアル」としての役割を果たせるよう、シンプルかつわかりやすい内容、表記とした。</p> <p>【目標値】 家庭系ごみ排出原単位:490g/人・日(令和4年度) ⇒ 440g/人・日(令和10年度)</p> <p>【市民参加の実施状況】 R5.9 パブリックコメントの実施(3週間) 3名から8件の意見 意見の取扱い:修正1件、参考2件、その他5件</p>																													
<p>部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)</p>	<p>【審議会(白井市廃棄物減量等推進審議会)】 策定(改訂)の考え方、目標値、取組み項目、基本方針(素案)等について審議(計4回) ※審議会委員構成(学識経験を有する者、事業者、諸団体の代表者、市民公募)</p>																													
<p>今後のスケジュール</p>	<p>令和6年3月 議会への報告、ホームページでの公表</p> <table border="1" data-bbox="343 1668 1444 1825"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>有無</th> <th>方法(時期)</th> <th>項目</th> <th>有無</th> <th>方法(時期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例規則</td> <td>無</td> <td></td> <td>報道発表</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>議会説明</td> <td>有</td> <td>行政運営報告(R6.3)</td> <td>広報・HP等</td> <td>有</td> <td>市HP(R6.3)</td> </tr> <tr> <td>市民参加</td> <td>無</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>報告書公表 <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで</p>						項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)	条例規則	無		報道発表	無		議会説明	有	行政運営報告(R6.3)	広報・HP等	有	市HP(R6.3)	市民参加	無				
項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)																									
条例規則	無		報道発表	無																										
議会説明	有	行政運営報告(R6.3)	広報・HP等	有	市HP(R6.3)																									
市民参加	無																													
<p>参考情報</p>	<p>関係法令等 白井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例</p> <p>関係課</p> <p>事業費 359 千円 (うち特定財源 千円)</p> <p>カテゴリー 年代 全ての年代 場所 市内全域 目的 環境・自然 手段 その他</p>																													

ごみ減量化・資源化基本方針 (行動マニュアル)

～みんなでごみの減量化・資源化に取り組もう！～



白井市
令和6年2月改訂
(市民環境経済部環境課)

目次

1. 策定の背景と趣旨	1
2. 基本方針の位置付け	2
3. 計画期間	3
4. これまでのごみ排出量等の推移	3
5. これからの減量目標	5
6. 目標達成への取組み	6
取組み項目一覧	7
ごみ減量の推進	9
(1) リデュースの推進	9
(2) リユースの推進	14
(3) 事業系ごみ減量の推進	15
(4) ごみ処理手数料の見直しの検討	16
ごみの再資源化の推進	17
(1) 資源物の分別	17
(2) リサイクルの推進	21
環境教育・啓発活動の推進	23
(1) 市民の意識啓発	23
(2) 事業者の意識啓発	26
7. 進行管理	27

1. 策定の背景と趣旨

白井市では、平成27年度に「ごみ減量化・資源化基本方針」（以下「基本方針」という。）を改訂し、令和5年度までの9年間にわたり、循環型社会の形成に向けたごみの減量化・資源化に取り組んできました。

市民、事業者、市の協働により、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の3Rを基本としたごみの減量化・資源化に取り組んだ結果、一定の効果はあったものの目標達成には至らず、計画期間が令和5年度で満了します。

ごみの減量化や資源化は、温室効果ガスの発生や天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減させ、持続可能な循環型社会の形成に大きな役割を担っています。

前回の基本方針の改訂から世界や国などの環境政策を取り巻く状況は変化しており、平成27年に開催された国連サミットでは、持続可能な世界を実現するため、平成28年から令和12年までの国際社会共通の目標として、「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が掲げられています。

また、国においては、令和2年に「2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を表明しており、本市においても、令和4年2月に、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けてチャレンジしていくことを表明しています。

なお、印西市、白井市及び栄町で構成する印西地区環境整備事業組合では、印西地区全体のごみ処理の基本計画として、「印西地区ごみ処理基本計画」（以下「ごみ処理基本計画」という。）を策定していますが、社会・経済情勢とともに年々変化するごみの現状を踏まえ、令和5年3月に「ごみ処理基本計画」を見直しています。

このような状況から、市においても、法改正等や社会情勢の変化、これまで市が取り組んだ事業の検証結果による取組項目の見直しを行う必要があることから、「基本方針」の改訂を行い、更なるごみの減量化・資源化を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

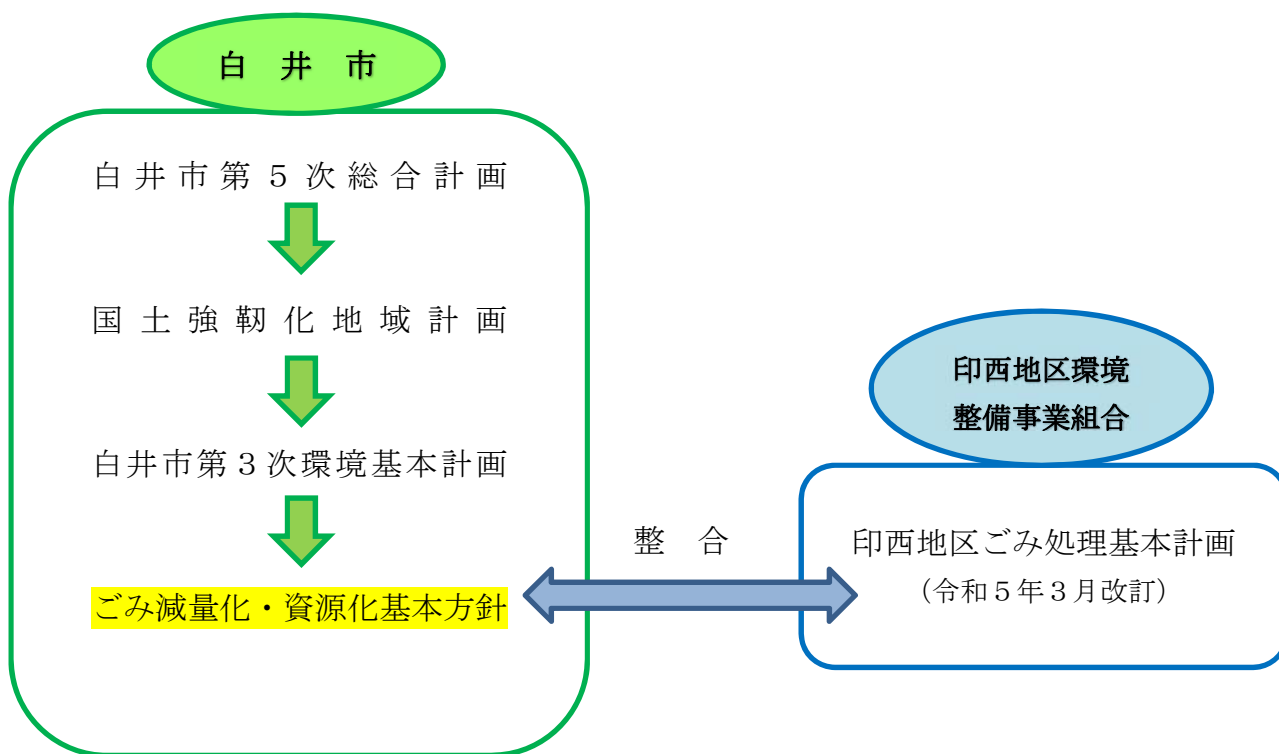


2. 基本方針の位置付け

「基本方針」は、印西地区環境整備事業組合で策定された「ごみ処理基本計画」において主に減量化・資源化に関する問題として整理された下記の課題を踏まえ、定められた目標を達成するために策定するものです。また、市民、事業者、市の三者協働によるごみの減量化・資源化推進の「行動マニュアル」として具体的な取組みを示します。

【ごみ減量化・資源化に関する課題】

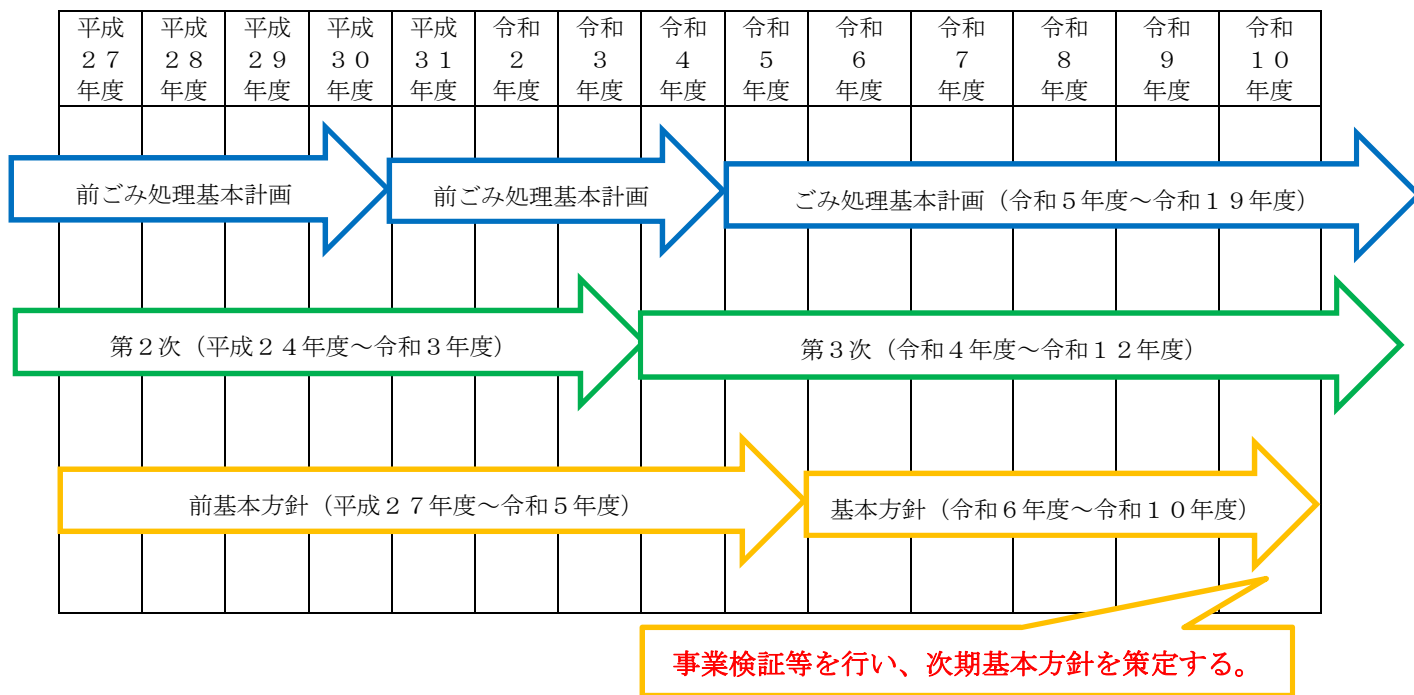
- ①廃棄物の発生抑制のための資源物の分別徹底、食品ロスの削減、マイバックの推進、生ごみの水切りの徹底
- ②事業者に対する排出指導の強化、事業系ごみを確実に減量化、資源化するための積極的な取り組み
- ③ごみ減量化、資源化に対する意識を高める啓発活動や環境教育の実施の推進



3. 計画期間

計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

「ごみ処理基本計画」の計画期間は、15年間（令和5年度から令和19年度まで）とされていますが、「ごみ処理基本計画」で具体的な目標値が定まっている令和10年度（計画中間年度）を基本方針の最終目標年度とします。



⇒ 印西地区ごみ処理基本計画 ⇒ 白井市環境基本計画 ⇒ ごみ減量化・資源化基本方針

4. これまでのごみ排出量等の推移

家庭系ごみ排出量の推移

単位：t

区 分		30年度	31年度	2年度	3年度	4年度
年度末人口（人）		63,555	63,336	63,012	62,745	62,693
ごみ	燃やすごみ	10,705	10,932	11,150	10,864	10,603
	燃やさないごみ	329	341	400	360	329
	粗大ごみ	344	377	329	319	282
計		11,379	11,650	11,879	11,543	11,214
原単位（g/人・日）		491	502	516	504	490

※原単位とは、1人が一日に出すごみの量の事です。

（各集積所での収集・資源回収団体の回収した資源物を除く『ごみ』の量です。）

・家庭系ごみ排出原単位=家庭系ごみ排出量/年度末人口/365日

家庭系ごみ燃やすごみ袋の組成分析結果

単位：%

	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度
燃やすごみ	70.77	70.84	未 実 施	65.17	65.4
うち 生ごみ	45.72	53		34.03	32.32
資源物	28.5	28.87		34.83	34.36
燃やさないごみ	0.73	0.29		0	0.19
有害ごみ	0	0		0	0.05
計	100	100		100	100

※令和4年度の組成分析結果では、適正に排出されている燃やすごみが65.4%で、残りの34.36%が資源物となっており、過去5年間で大きな変化は見られず、分別が徹底されていない状況がみられます。また、資源物の内訳は、資源紙類とプラスチック容器包装類が約30%を占めているため、紙類とプラスチック容器包装類の分別を重点的に取り組んでいくことが効果的です。

また、燃やすごみとして適正に排出されたものの内訳として、生ごみは減少傾向にあるものの約30%を占めており、水切りや堆肥化を行うことが効果的です。

家庭系リサイクル率の推移

単位：%

	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度
家庭系リサイクル率	21.0	20.6	20.9	20.8	20.7

・家庭系ごみリサイクル率 = (資源収集量+集団回収量) / (家庭系排出量+集団回収量) × 100

事業系ごみ排出量の推移

単位：t

区 分		30年度	31年度	2年度	3年度	4年度
年度末人口 (人)		63,555	63,336	63,012	62,745	62,693
ご み	燃やすごみ	4,711	4,927	5,091	5,284	4,989
	燃やさないごみ	3	4	2	1	2
	粗大ごみ	1	4	2	2	3
計		4,715	4,935	5,095	5,287	4,994

5. これからの減量目標

「ごみ処理基本計画」の数値目標は、SDGsや関連法令、国・県の動向を踏まえ、数値目標が設定されています。

家庭系ごみ排出原単位（収集・集団回収資源物を除く）の数値目標は、国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」及び県の「第10次千葉県廃棄物処理計画」に示される目標値（令和7年度までに440g/人・日）に準拠して440g/人・日以下としています。「基本方針」は、「ごみ処理基本計画」に基づき策定することから、白井市における家庭系ごみ排出原単位を令和10年度までに440g/人・日以下とすることを目標とします。

また、事業系ごみ排出量の数値目標について、「ごみ処理基本計画」では、国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」に示される目標値に準拠して約15.7%削減することとし、10,825t/年（29.7t/日）以下とすることをしています。

白井市においても、国の目標値に準じた約15.7%削減を白井市の現状値から積算し、4,210t/年（11.5t/日）以下とすることを目標とします。

【「ごみ減量化・資源化基本方針」の新たな減量目標値】

指 標	基準年度	最終目標年度
	実績値	令和10年度目標値
家庭系ごみ排出原単位 (収集・集団回収資源物を除く)	490g/人・日 ※1	440g/人・日以下
事業系ごみ排出量	4,994t/年 ※2 (13.7t/日)	4,210t/年以下 (11.5t/日)

※1 基準年度：令和4年度、 ※2 基準年度：令和4年度

【家庭系ごみ排出原単位の目標達成について】

白井市における家庭系ごみ排出量原単位は、令和4年度の実績値で490g/人・日となっており、目標値の440g/人・日を達成するためには、1人1日あたり50gの削減が必要です。

削減目標の50gの例を挙げると、ご飯（茶碗）1/3杯や卵1個、板チョコ1枚、空のペットボトル2本などがあります。削減のために一人ひとりがごみの減量や資源化に取り組む必要があり、その具体的な取組みを、「6. 目標達成への取組み」において示しています。

また、50gの削減を達成した場合、家庭系ごみの量が約1,144t（令和4年度人口ベースで計算した場合※3）減ることとなり、約3,090万円相当※4のごみ処理経費が削減できるほか、最終処分場の残余年数を延ばすことができます。

※3 50g×365日×62,693人=約1,144t

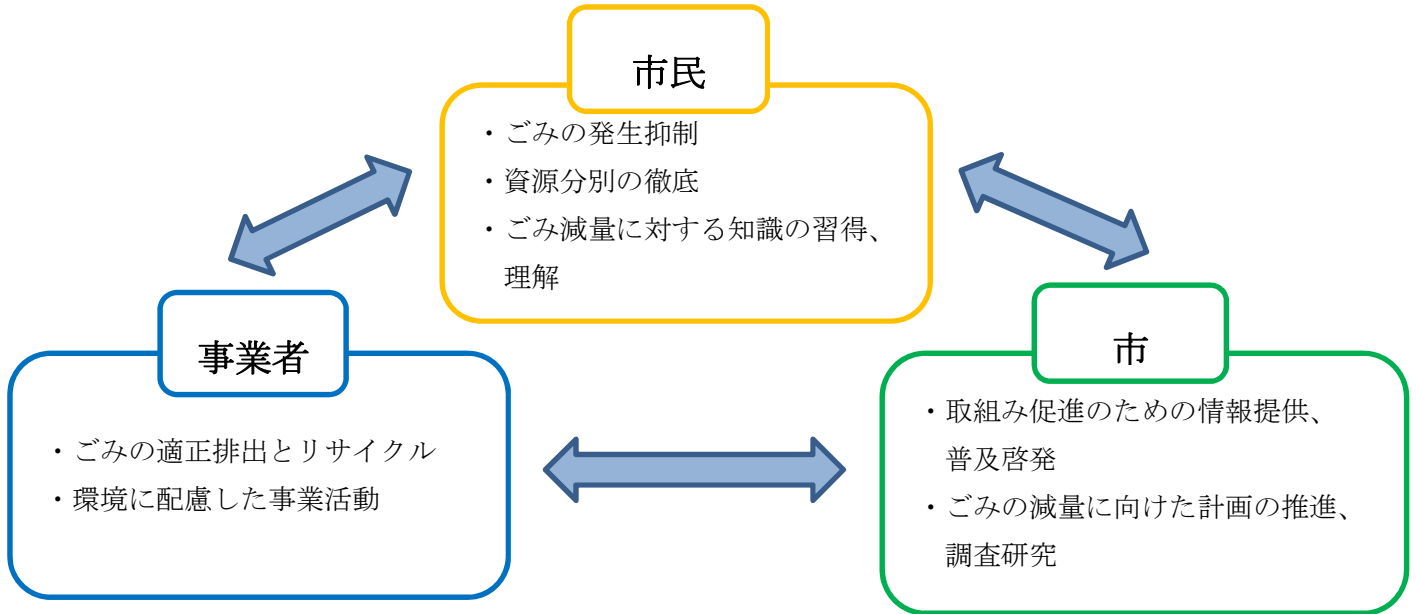
※4 1,144t×27,000円=約3,090万円



6. 目標達成への取組み

「5. これからの減量目標」で示した目標を達成するためには、市民・事業者・市の三者がそれぞれ下記の役割を果たし、連携しながらごみの減量化・資源化に取り組むことが必要です。具体的な取組みは、前基本方針のものを踏襲していますが、法改正や社会情勢の変化、市の事業の見直し等の事項を踏まえた内容としています。

また、削減効果の大きい取組みには、**《重要項目》**と示しています。

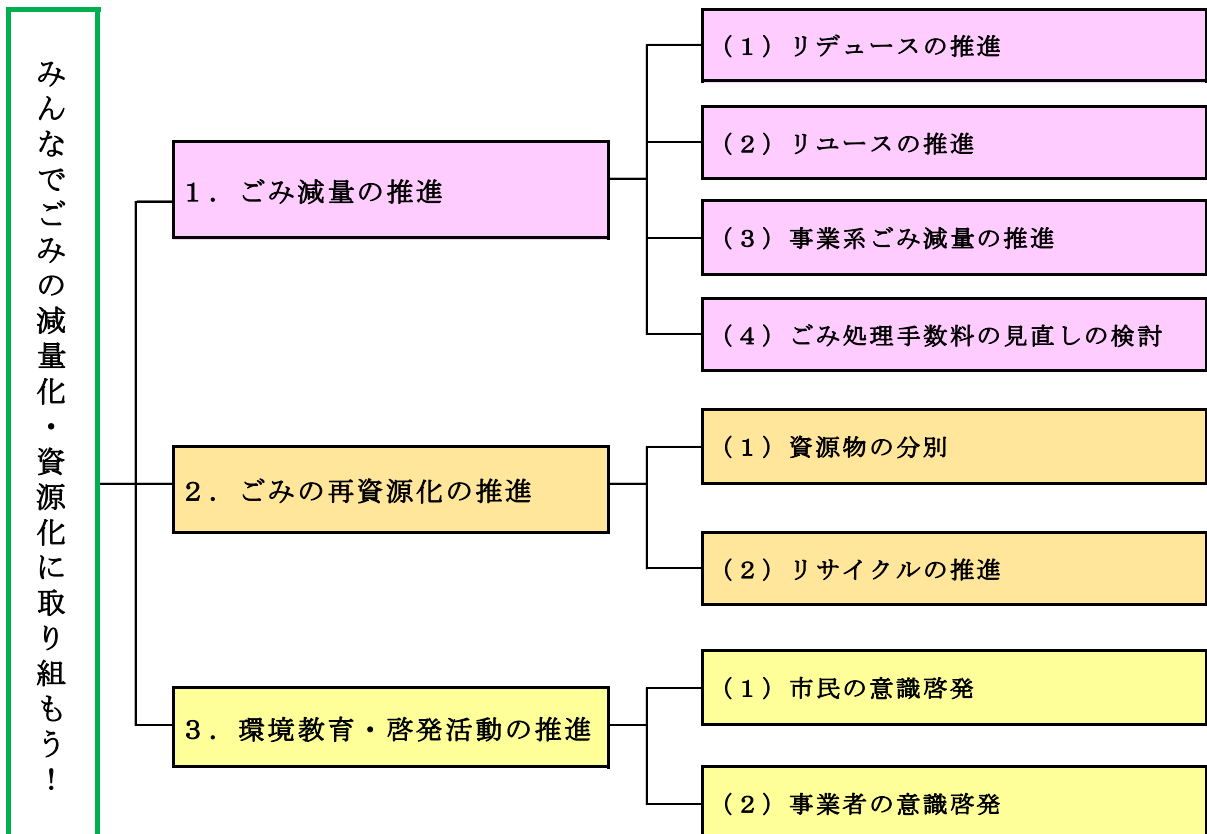


【取組みの体系図】

3つの基本目標に沿って、ごみの減量化・資源化に取り組んでいきます。

【基本目標】

【基本施策】





【取組み項目一覧】

基本目標	基本施策	施策	市民の取組	事業者の取組	市の取組
2. ごみの再資源化の推進	(1) 資源物の分別	資源物の分別の徹底	⑨資源物の分別徹底 ⑩積極的な資源回収	①ごみ減量・リサイクル・省資源対策の推進 ⑤減量計画書作成の徹底	⑯資源物の分別徹底の啓発 ⑰分別マニュアルの作成・配布 ⑱資源回収活動の啓発 ⑲事業系紙類の資源化
		新たな資源回収品目の検討			⑳プラスチック使用製品の分別収集の検討
	(2) リサイクルの推進	廃食油の回収の促進	⑫廃食油のリサイクル		㉑廃食油資源化促進 ㉒民間拠点への働きかけ
		小型家電の分別の推進	⑬小型家電のリサイクル		㉓小型家電リサイクルの促進
3. 環境教育・啓発活動の推進	(1) 市民の意識啓発	講座・見学会等の開催	⑭イベントへの積極的な参加	①ごみ減量・リサイクル・省資源対策の推進	④各種講座の開催 ⑰分別マニュアルの作成・配布 ⑳情報提供の拡充 ㉑ごみ処理施設見学会の開催 ㉒学校教育等への協力と取組み ㉓市民との協働による減量化・資源化の推進
		ごみ分別促進アプリの活用	⑮ごみ分別促進アプリの活用		㉔ごみ分別促進アプリの啓発
		ナッジを活用した啓発の検討			㉕ナッジを活用した啓発の検討・普及
	(2) 事業者の意識啓発	事業者への情報提供		④廃棄物の処理及び清掃に関する法律の遵守	⑬事業系ごみ減量化・資源化冊子の配布

【具体的な取組み】

1. ごみ減量の推進

(1) リデュースの推進

生ごみの減量 《重要項目》		 
<p>生ごみの約80%は水分であると言われています。また、市と印西地区環境整備事業組合が令和4年度に燃やすごみの組成分析を行ったところ、家庭から燃やすごみとして出されていた物のうち、約30%は生ごみという結果でした。</p> <p>生ごみの水切りをするとごみの減量に大きな効果があるほか、臭いや虫の発生も防ぐことができます。家庭やオフィスなどでの水切りを心がけましょう。</p> <p>また、生ごみを堆肥化することもごみの減量に有効です。市では、生ごみ処理容器や生ごみ処理機を購入した方に助成金を交付するほか、処理容器等を利用した上手な生ごみ堆肥の作り方や、その活用方法を学べる講習会を実施し、生ごみ削減への意識啓発を行います。さらに、生ごみの減量を推進するため、先進的な生ごみ堆肥化の調査等を実施します。</p>		
市民の取組み	事業者の取組み	市の取組み
①生ごみの水切り ②生ごみの堆肥化 ③生ごみ処理容器等の活用	①ごみ減量・リサイクル・省資源対策の推進（オフィス内での生ごみの水切り） ②業種別の行動ガイドライン（生ごみの減量・堆肥化、農作物残渣の堆肥化）	①水切りの啓発 ②生ごみ処理容器等購入費助成制度の周知 ③ごみ減量等推進への課題の調査・研究 ④各種講座の開催

【水切りのポイント】

1. 濡らさない⇒野菜は皮をむいてから洗う。
2. 乾かす⇒茶殻やティーバッグなどは水気をしぼり、乾かす。
3. しぼる⇒水切りグッズやネット等を使って、しっかりしぼる。
CDやペットボトルでも代用可。

**水分の多い
生ごみは
捨てる前に
ひとしぼり**



【生ごみを堆肥にする方法】

- ・庭や家庭菜園、畑等に穴を掘って生ごみと土を入れてよく混ぜる。その上に土をかぶせる。
- ・大きめの植木鉢やプランターを使う場合は、生ごみと土を入れてよく混ぜる。混ぜたものは端に寄せてその上に土をかぶせる。いっぱいになるまでこれを繰り返し、いっぱいになったら、数日発酵させる。全体をかき混ぜ、さらに1ヶ月ほど熟成させる。
- ・コンポスト（土中式、密閉式、回転式、段ボール式、バック型など）や生ごみ処理機（乾燥式、バイオ式）を利用する。

【生ごみ処理容器等購入助成金】



白井市
SHIROI CITY

生ごみ処理機・ 処理容器の購入費を 助成します



【補助額】

- ①生ごみ処理機 購入価格の2分の1
（上限30,000円、1世帯あたり1基まで）
- ②生ごみ処理容器 購入価格の3分の2
（上限3,000円、1世帯あたり2容器以内）

申込方法などはQRから市のホームページを
チェックしてください！（※裏面にも掲載しています）



食品ロスの削減

《重要項目》



令和3年度における日本の食品ロス（まだ食べられるのに廃棄される食品）は、年間約523万t（うち家庭系約244万t、事業系約279万t）と推計されています。

また、食品ロスを国民一人あたりに換算すると約114g（おにぎり約1個分）の食品が毎日捨てられていることとなります。

買い物の際にはメモを用意して必要な食品だけを買うことや、消費期限と賞味期限の違いを正しく理解し食品を管理すること、外食や宴会等では食べきれただけ注文し料理を残さないことや3010運動等を心がけ、食品ロスの削減を推進しましょう。

また、賞味期限がある食品等は、フードバンクや子ども食堂に寄付することができます。家庭や企業等に眠っている食品も無駄にしないよう取り組みましょう。

市民の取組み	事業者の取組み	市の取組み
④物品・食材等の購入は必要最小限に ⑤食品ロスの削減（冷蔵庫の整理、ローリングストックの実施、てまえどり）	②業種別の行動ガイドライン（食品ロスの減量、適正な在庫管理、備蓄食品の期限管理）	⑤「もったいない」の啓発 ⑥家庭から排出される可燃ごみの組成分析 ⑦食材在庫管理の啓発

フードバンクとは？

フードバンクとは、安全に食べられるのに包装の破損・印字ミスや過剰在庫等といった理由により、企業などから寄贈された食品を必要としている施設や団体、困窮世帯等へ無償で提供しているボランティア活動のことです。

また、企業のみならず家庭で余っている食品を集めて寄付することもできます。

寄付できる物は、乾麺、防災食、缶詰・瓶詰、レトルト食品、インスタント食品、菓子・飲料、乾物、調味料各種、ギフトパック等で賞味期限が1ヶ月以上ある物です。

寄付は、白井市社会福祉協議会や市内公共施設で随時受け付けています。

食品ロス削減のため、フードバンクを活用しましょう。



さんまるいちまる

3010運動とは？

宴会での食べ残しを減らすための取組みで、「乾杯後の30分間」は席を立たず料理を楽しみましょう、「お開きの10分前」は自席に戻って、再度料理を楽しみましょうと呼びかけて、食品ロスを削減するものです。

一人ひとりがかもったいないを心がけ、宴会を楽しみましょう。



※食事の時間を長くしたいときは

「乾杯後の46分間」、「お開きの14分前」に変更しましょう。

4614(しろいし)にする
と1時間ぴったり。宴会時
間のうち約半分は、自席で
料理を楽しめるね！



モッテコとは？

欧米で浸透している「ドギーバック」に代わる、食べ残しの持ち帰り行為の日本での愛称で、“もつとエコ”“もって帰ろう”という意味が込められています。

まずは、おいしく、適量を、残さず、食べきる。お店で食べきれなかった料理は

お持ち帰りでエコしませんか

「モッテコ」
飲食店で食べきれなかった料理を「お客様の自己責任で」持ち帰る行為の愛称です

mottECO

このマークのあるお店では食べきれなかった料理の自己責任でのお持ち帰りを推奨しています

安全においしくいただくためのお約束

食品ロスポータルサイト

食品ロス削減にご協力ありがとうございます

私たちは持続可能な開発目標(SDGs)を実現しています

プラスチックごみの削減

《重要項目》



ポイ捨てや不法投棄など適切に処理されなかったプラスチックごみが海に流出し、海洋汚染や海の生態系に悪影響を及ぼすとして、国際社会では海洋プラスチック問題がクローズアップされています。海洋ごみの種類別の割合（個数）では、約65%をプラスチックごみが占めていると言われており、この問題の解決に向けて様々な取組みが進められていますが、近年、日本ではレジ袋の有料化が義務化されました。

買い物をする際にはマイバックを持参してレジ袋を断る、ワンウェイプラスチック（スプーン、フォーク、ストロー等）の使用を控える、マイボトルを使用してペットボトルを減らす、詰め替え商品を購入するなど、プラスチックごみの削減に努めましょう。

市民の取組み	事業者の取組み	市の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ④物品・食材等の購入は必要最小限に ⑥マイバッグ・マイボトルの使用 ⑦詰替え用品等の購入・使用等 ⑧ワンウェイプラスチックの受け取り辞退 ⑨資源物の分別徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ①ごみ減量・リサイクル・省資源対策の推進（マイバッグ・マイボトル等の使用） ②業種別の行動ガイドライン（ワンウェイプラスチックの使用抑制） ③消費者が使用等した後、ごみとならない物の優先販売 	<ul style="list-style-type: none"> ③ごみ減量等推進への課題の調査・研究 ⑤「もったいない」の啓発 ⑧マイバッグ・マイボトルの啓発 ⑨ポイ捨て禁止活動 ⑩資源物の分別徹底の啓発

レジ袋・スプーン・フォーク いりません



(2) リユースの推進

不要品等の再利用

《重要項目》



自身にとって不要となった物でも必要としている人がいる場合があります。ごみとして処分する前に、市のリユース事業や印西地区環境整備事業組合の粗大ごみリサイクル事業、フリマアプリ、リサイクルショップ等を活用し、家庭で不要となった物のリユース（再利用）を心がけましょう。

市では、循環型社会の形成を目指すためのリユース事業として、リユースプラットフォーム「おいくら」を通じたリユースを推進しています。

また、市民のニーズに合うリユースに特化した新たな事業の検討を行い、ごみの減量や市民のリユース意識向上を図ります。

市民の取組み	事業者の取組み	市の取組み
⑩リユース事業の活用		⑤「もったいない」の啓発 ⑩新たなリユース事業の啓発・検討 ⑪エコショップ等の周知

おいくら?

粗大ごみなどの不要品のリユースを検討してみませんか？



再利用できるものを、処分費用を払って粗大ごみ等として処分する前に、リユース（再利用）の検討をしてみませんか。

出張買取での対応可能な品物の場合、ご自宅まで回収に来てもらえます。

白井市と事業連携している(株)マーケットエンタープライズが運営するリユースプラットフォーム「おいくら」で不要品の一括査定が行えます。

※再販できる品物が買い取り対象となりますので、全ての品物をお引き取りできるわけではありません。



一括査定はこちらから！



一括査定の流れ

STEP 1 査定をしたい商品のカテゴリを選ぶ



STEP 2 商品・お客様情報を入力して査定依頼



※この時点では個人情報の入力必須項目ではありません。


STEP 3 届いた査定結果から買取店を選択



STEP 4 環境とお財布に優しい不要品処分が完了



(3) 事業系ごみ減量の推進

<div style="float: right; text-align: left;">  </div>		
適正な排出と減量計画書の作成		
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条において、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定められています。</p> <p>また、白井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例では、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、ごみの減量に努めなければならないことを定めています。</p> <p>さらに、同条例において、一定規模以上の事業者（多量排出事業者）は、減量及び適正処理に関する計画書（減量計画書）を作成しなければならないこととされています。</p> <p>減量計画書の作成を徹底し、また、多量排出事業者以外の事業者についても、適正な排出を心がけ、ごみの減量化・資源化を推進しましょう。</p>		
市民の取組み	事業者の取組み	市の取組み
/	④廃棄物の処理及び清掃に関する法律の遵守 ⑤減量計画書作成の徹底	⑫減量計画書作成の指導・確認 ⑬事業系ごみ減量化・資源化冊子の配布

剪定枝等の分別の推進



市内の農家から発生する梨その他果樹の剪定枝は、市内にあるバイオマスガス化発電施設に無料で搬入することができます。ガス化発電の原材料として有効活用するよう努めましょう。

また、市では、公共施設等から排出される剪定枝・枯れ草等を、ガス化発電や堆肥等の原料として活用するほか、家庭から排出される剪定枝等の資源化などについて調査・研究を行います。

市民の取組み	事業者の取組み	市の取組み
/	②業種別の行動ガイドライン（農家における剪定枝等の有効活用） ⑥公共施設及び梨農家等から排出される剪定枝・枯れ草等の資源化	③ごみ減量等推進への課題の調査・研究 ⑭公共施設及び梨農家等から排出される剪定枝・枯れ草等の資源化の啓発

（４）ごみ処理手数料の見直しの検討

家庭系ごみ有料化の検討・導入、 事業系ごみ処理料の見直し



家庭系ごみの有料化とは、ごみの処理に要する費用の一部を手数料として徴収する制度であり、手数料の費用負担を軽減しようとする経済的な動機付けをすることで、ごみの排出抑制や再生利用、資源化への推進などが期待されます。

市では、印西地区環境整備事業組合及び組合構成市町と調査し、ごみ減量目標の達成状況等を見極めながら、家庭系ごみ有料化について調整を行います。

なお、事業系ごみ処理料の見直しについても同様に検討を行います。

市民の取組み	事業者の取組み	市の取組み
/	/	⑮ごみ有料化の実施に向けた調査・調整

2. ごみの再資源化の推進

(1) 資源物の分別

資源物の分別の徹底 <<重要項目>>



市と印西地区環境整備事業組合が令和4年度に燃やすごみの組成分析を行ったところ、燃やすごみとして出されていた物のうち、34.4%は資源物でした。その中でも大部分を占めていたのが、資源紙類(15.3%)とプラスチック製容器包装類(12.7%)です。

家庭から燃やすごみとして出されている物には、資源化できる紙類(新聞紙・雑誌・ダンボール・紙パック・雑がみ)やプラスチック製容器包装類(プラマークのあるもの)がまだまだ多く含まれています。

市では、分別を推進するため、「資源物とごみの分け方・出し方」や「50音別ごみと資源物の分け方ガイド」等のパンフレットの配布や、各種講座等において、資源物の分別の効果及びそのやり方について説明を行っています。

また、ごみの減量化・資源化に対する意識の向上を図り、資源の有効利用を進めるため、小・中学校PTA、自治会及び子供会等の団体が資源回収を実施した場合、その団体に対して奨励金を交付しています。

家庭やオフィスなどでの燃やすごみと資源物の分別を徹底し、ごみの減量化・資源化を推進しましょう。

市民の取組み	事業者の取組み	市の取組み
⑨資源物の分別徹底 ⑪積極的な資源回収	①ごみ減量・リサイクル・省資源対策の推進(紙ごみのリサイクル) ⑤減量計画書作成の徹底	⑩資源物の分別徹底の啓発 ⑬分別マニュアルの作成・配布 ⑮資源回収活動の啓発 ⑯事業系紙類の資源化

【資源物(紙類)の種類】

新聞	雑誌	段ボール	紙パック	雑がみ
新聞、チラシ広告	書籍、週刊誌、単行本など	段ボール(断面が波形のもの)	牛乳や各種飲料用	紙製容器包装(上記マークのついているもの)のお菓子等の箱、コピー用紙、封筒など

※資源物(紙類)は、その品質や特徴に応じてそれぞれ異なる紙の原料となります。種類ごとにきちんと分別して出しましょう。

「雑がみ」の分別を行いましょう！

雑がみとは、新聞・雑誌・ダンボール・紙パック以外の、メモ用紙や封筒、トイレトペーパーの芯等の資源化が可能な紙類のことです。雑がみは種類や廃棄する頻度が多いため、分別を徹底することでごみの資源化等が大きく前進します。

【雑がみとして出せるもの】

紙袋、包装紙、お菓子や食品の紙箱、ティッシュの箱（ビニール部分は取り除く）、メモ用紙、チラシ・パンフレット、値札、カレンダー、封筒（セロファン部分は取り除く）、はがき（圧着式のものを除く）、ダイレクトメール、トイレトペーパー・ラップの芯、コピー用紙、ノート、シュレッダーにかけた紙

【雑がみとして出せないもの】

防水加工された紙（紙コップ、紙皿、カップめんの容器など）、写真、感熱紙（レシート、FAX用紙）、カーボン用紙（宅配便の伝票など）、においのついた紙、食べ物や油などで汚れた紙、バッグや靴などの詰め物、アイロンプリント紙、金紙・銀紙

【家庭での雑がみの出し方】

紙袋や封筒などに入れて、資源物の日に出しましょう。また、市役所本庁舎1階ロビーに雑がみ回収ボックスを設置しています。

※市ホームページでは、雑がみ回収袋の作り方を掲載しています。



「紙類、布類の出し方」



資源回収に係る奨励金について

市では、ごみの減量化・資源化に対する意識の向上を図り、資源の有効利用を進めるため、小・中学校PTA、自治会及び子供会等の団体が資源回収を実施した場合、その団体に対して奨励金を交付しています。

【対象者】

継続的に有価物を収集し、白井市有価物回収登録業者基準に基づき登録された有価物回収業者に売却する営利を目的としない5人以上の地域住民で組織される団体で、かつ資源回収運動登録申込書等を市に提出し、登録を受けている団体です。

※新たに活動を希望する団体は、環境課にご相談ください。

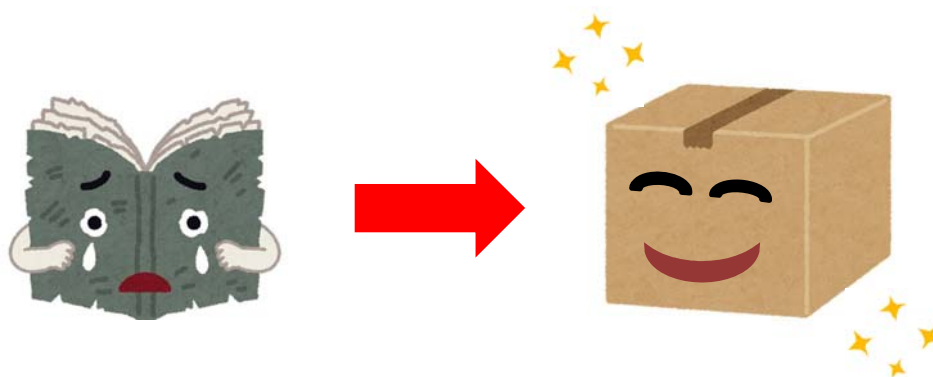
【奨励金額】

○奨励金の額は、資源の回収重量1kgにつき5円となります。

○資源とは、「紙類・繊維類・瓶類・金属類」をいいます。

【奨励金の申請手続き】

資源回収運動奨励金交付申請書及び請求書等に、必要事項を記入のうえ、環境課にて申請の手続きをしてください。



新たな資源回収品目の検討

12 つくる責任
つかう責任



プラスチック海洋問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機に、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まり、プラスチック製品の設計・製造、販売・提供、排出・回収・リサイクルといった全てのプロセスにおいて、プラスチックの資源循環の取組みを促進するため、令和4年4月にプラスチック資源循環法が施行されました。


その中で、市町村は、区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされています。

現在、市では、プラスチック製容器包装類（プラマークのあるもの）は、資源物として分別収集しリサイクルを行っています。それ以外のプラスチック使用製品（ハンガー、ストロー、定規、おもちゃ等）は、燃やすごみとして処分しています。

ごみの減量化や資源化の推進のため、印西地区環境整備事業組合及び組合構成市と調整し、新たな資源物としてプラスチック使用製品の回収について検討を行います。

市民の取組み	事業者の取組み	市の取組み
		⑳プラスチック使用製品の分別収集の検討

(2) リサイクルの推進

		
<h3>廃食油の回収の促進</h3> <p>家庭で使用した食用油を台所からそのまま流してしまうと、川の汚濁や土壌の汚染につながります。</p> <p>市では、家庭から排出される植物性の廃食油を回収し、インクの原料等として再生利用しています。</p> <p>市内各センターに回収場所を設けているので、廃食油の再資源化を心がけましょう。</p>		
市民の取組み	事業者の取組み	市の取組み
⑫廃食油のリサイクル	/	⑪廃食油資源化促進 ⑫民間拠点への働きかけ

【回収場所】

白井駅前センター、西白井複合センター、桜台センター、富士センター、公民センター、白井コミュニティセンター、西白井コミュニティプラザ、福祉センター

【廃食油の出し方】

- 天ぷらカスなどは、できるだけ取り除いてください。
- 各回収場所に置いているコンテナの中にペットボトル等ごと入れるか、専用容器に移し入れてください。
- 植物性油のみ回収しています。動物性油や機械油は、回収できません。

【回収ボックス】



※写真は、駅前センターに設置しているものです。

【回収量】

年度	回収量 (リットル)
平成30年度	3,200
平成31年度	3,200
令和2年度	3,200
令和3年度	3,600
令和4年度	3,200

小型家電の分別の推進

小型家電には、レアメタルなどの有用な金属が含まれています。
市では、市役所及び市内各センターにボックスを設け、使用済み小型家電を回収しています。家庭で使われなくなった小型家電は、大切な資源となるのでリサイクルを推進しましょう。

市民の取組み	事業者の取組み	市の取組み
⑬小型家電のリサイクル		⑳小型家電リサイクルの促進

【回収場所】

白井市役所、保健福祉センター、文化センター、白井駅前センター、西白井複合センター、桜台センター、富士センター、公民センター、白井コミュニティセンター、西白井コミュニティプラザ

【回収できるもの】

回収ボックスの投入口に入るものは、縦15cm×横30cm未満のものになります。ボックスに入らないデスクトップパソコンやモニター、家電リサイクル法対象製品（テレビ、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫、エアコン）は、回収できません。

【回収品目（例）】

携帯電話類（携帯電話端末、PHS端末）、パソコン（モニターを含む）、カメラ類（デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ）、映像用機器（HDDレコーダ、DVD・BDレコーダ/プレーヤなど）補助記憶装置（ハードディスク、USBメモリ、メモリーカードなど）、ゲーム機（据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機など）、理容用機器（ヘアドライヤー、ヘアアイロン、電気カミソリなど）、音響機器（CD/MDプレーヤ、ヘッドホン、イヤホン、補聴器など）、ラジオ、懐中電灯、電子書籍端末、電子体温計、電卓、電子辞書、時計、カーナビ、ケーブルなどの付属品など



3. 環境教育・啓発活動の推進

(1) 市民の意識啓発

講座・見学会等の開催

《重要項目》

17 パートナーシップで
目標を達成しよう



市では、自治会や学校等での講座（なるほど行政講座、生ごみ堆肥化講座）、ふるさとまつり等のイベント、印西クリーンセンターや市内のリサイクル工場等の施設見学会を通じて、ごみ処理の現状や分別方法、減量化・資源化の推進について周知・啓発を行っています。

ごみの減量化・資源化は、市民一人ひとりが意識し、推進することが必要です。イベント等に積極的に参加し、ごみに関する知識の習得や理解を深めるよう心がけましょう。

市民の取組み	事業者の取組み	市の取組み
⑭ イベントへの積極的な参加	① ごみ減量・リサイクル・省資源対策の推進（見学会等の積極的な受入れ）	④ 各種講座の開催 ⑰ 分別マニュアルの作成・配布 ⑳ 情報提供の拡充 ㉕ ごみ処理施設見学会の開催 ㉖ 学校教育等への協力と取組み ㉗ 市民との協働による減量化・資源化の推進

【工場見学会の様子】



ごみ分別促進アプリの活用



市では、ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」を配信しています。
 ごみの出し方を50音別に掲載していたり、ごみの出し方を検索することができたりします。また、地域に合った収集日をカレンダー方式で確認でき、収集日をお知らせするアラーム機能も付いているため、出し忘れが防げます。
 文章だけでは分かりにくいごみの出し方を画像で確認することもできるので、アプリを活用し、正しいごみの出し方や分別を心がけましょう。

市民の取組み	事業者の取組み	市の取組み
⑮ごみ分別促進アプリの活用	/	⑳ごみ分別促進アプリの啓発

ごみの出し方や収集日がスマホアプリでわかります

地域ごとの収集日をカレンダーで確認することや、ごみに関するお知らせを確認することができるアプリ「さんあ〜る」を配信しております。

スマートフォンなどで「さんあ〜る」と検索するか、右記のQRコードからダウンロード(無料)してください。

さんあ〜る[®]



ナッジを活用した啓発の検討



市では、行動変容を促せるようなナッジ（動機付け）を検討・導入し、ごみの減量化及び資源化を推進します。

市民の取組み	事業者の取組み	市の取組み
		⑳ ナッジを活用した啓発の検討・普及

ナッジとは？

ナッジ (nudge) とは「ひじでそっと突く」、「そっと押して動かす」という意味で、情報発信や選択肢の提示の仕方を工夫することで、より良い選択を後押しする手法です。

規制や罰則で誘導するのではなく、あくまで自発的にその人にとって望ましい行動に誘導することが特徴とされています。

【具体的な事例】


○宮城県南三陸町では、生ごみを分別回収し、バイオガス施設で電気や液肥に変換していたが、家庭から回収される生ごみの量が目標より少ない状況であった。

⇒そこで、ごみの焼却費が年間どれくらいかかっているかということや生ごみ回収に協力すると焼却費とCO₂を減らせることを記載したポスターを可燃ごみ袋の販売棚に掲示したところ、住民の意識が高まり、生ごみの回収量が増加した。

○オランダの空港では、男子トイレの便器からそれた小便で床が汚れる、清掃するための人件費がかさむといった問題があった。

⇒そこで、便器にハエの絵を描いたところ、無意識に絵を狙うようになり、床の汚れが減って、清掃費も8割抑えられた。

(2) 事業者の意識啓発


		
事業者への情報提供		
市では、事業系ごみの適正な排出方法等を記載したパンフレットを作成しています。パンフレットを参考にごみの適正処理と減量化・資源化について、適切に実施しましょう。		
市民の取組み	事業者の取組み	市の取組み
	④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の遵守	⑬ 事業系ごみ減量化・資源化冊子の配布

※パンフレット「事業系ごみの適正処理と減量化・資源化について」は、下記の QR (市 HP) からダウンロードできます。

保存版

事業者のみなさまへ

事業系ごみの適正処理と 減量化・資源化について



「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条において定められています。

また、「事業者は事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、その減量に努めなければならない。」と白井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第5条第2項において定められています。

ごみの適正処理と減量について、このパンフレットを参考に適切に実施しましょう。

令和5年8月
白井市環境課



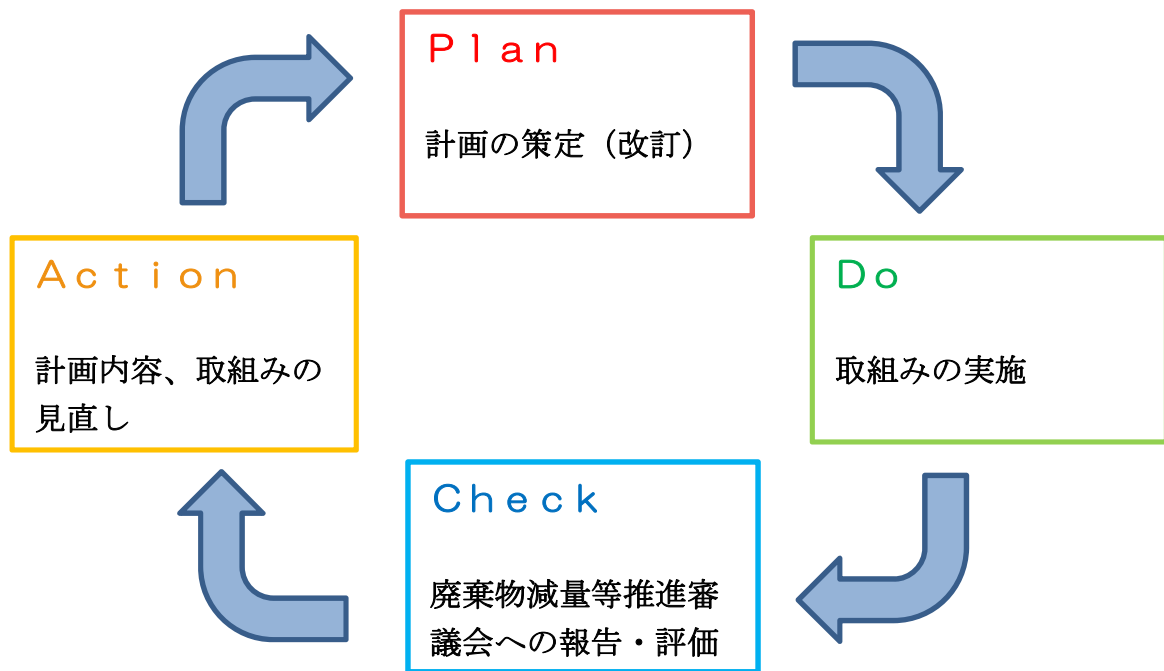
白井市ホームページ
 【事業者のみなさまへ】事業系
 ごみの適正処理と減量化・資源
 化について

7. 進行管理

市では、毎年度各取組みの実施状況及び減量等の効果を確認します。その内容については、白井市廃棄物減量等推進審議会に報告し、審議会の意見を踏まえながら、次年度以降、必要に応じ取組みの見直しを行い、より効果的なものとします。

また、国の動向及び社会情勢等や、「ごみ処理基本計画」や「白井市環境基本計画」の改訂を踏まえ、定期的に「基本方針」の見直しを行うものとします。

なお、進行管理については、PDCAサイクルを活用し、効率的に実施します。



ごみ減量化・資源化基本方針（行動マニュアル）
～みんなでごみの減量化・資源化に取り組もう！～

【お問い合わせ先】

白井市 市民環境経済部 環境課 きれいなまちづくり係
TEL：047-492-1111（代） FAX：047-492-3070
メール：kankyou@city.shiroi.chiba.jp
